津市行政財産の使用許可及び貸付けに関する事務取扱要綱

平成２７年１月１９日訓第５号

改正　平成２８年３月２３日訓第７号

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の所有に属する行政財産（不動産に限る。以下同じ。）の使用許可（地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３８条の４第７項の規定による使用の許可をいう。以下同じ。）及び貸付け（同条第２項の規定による貸付けをいう。以下同じ。）に係る事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用許可を行うことができる場合）

第２条　行政財産の使用許可は、次に掲げる場合に行うことができる。

⑴　本市の職員の福利厚生の用に供する場合

⑵　国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用、公共的な事業の用又は公益事業の用に供する場合

⑶　電気事業、ガス事業又は通信事業の用に供する場合

⑷　国又は地方公共団体が発注する工事の請負人において当該工事の用に供する場合

⑸　公の施設又は庁舎において住民の福祉を増進させる設備等の設置の用に供する場合

⑹　国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が実施する学術調査、研究等の用に供する場合

⑺　災害その他の緊急事態の発生により、応急施設の用に供する場合

⑻　前各号に掲げるもののほか、本市の事務事業を推進する上で必要な場合

（使用許可の申請）

第３条　行政財産の使用許可は、相手方からの随時による当該申請に基づき、これを行うものとする。ただし、複数による当該使用許可の申請が見込まれる場合等は、公募による方法を用いて行うことができる。

（行政財産の使用料の算定等）

第４条　津市財産に関する条例（平成１８年津市条例第５２号。以下「条例」という。）第６条第１号及び第２号に規定する適正な評価額は、固定資産評

価基準（昭和３８年自治省告示第１５８号）を基礎として算定する評価額とする。ただし、固定資産評価基準を基礎として算定することが困難な場合は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価の額又は近隣不動産の取引事例における売買価格を基礎として決定した価格とすることができる。

２　行政財産の使用許可の期間に１月未満の端数の期間がある場合は、当該期間については、日割計算によって算定するものとする。行政財産の使用許可の期間が１月未満の場合も同様とする。

３　行政財産の使用に係る使用料の額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

（電柱等の設置に係る使用料の算定）

第５条　条例第６条第３号の規定による市長が定める額のうち、次の各号に掲げる用に供する場合の額は、当該各号に定める額とする。

⑴　行政財産を電気事業及び通信事業の用に供する場合における電柱、支線、支柱等（以下「電柱等」という。）の設置に係る額　１年につき当該電柱等１本当たり１，５００円を乗じて算定した額

⑵　行政財産を郵便差出箱及び信書便差出箱（以下「郵便差出箱等」という。）の設置の用に供する場合の額　１年につき当該郵便差出箱等１個当たり６９０円を乗じて算定した額

２　前条第２項及び第３項の規定は、電柱等又は郵便差出箱等の設置に係る使用料について準用する。

（使用許可に関する手続）

第６条　行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による提出があった場合は、記載事項を審査の上、適当と認めるときは、行政財産使用許可書（第２号様式）により、速やかに当該提出をした者に通知するものとする。

３　行政財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた内容に変更がある場合には、行政財産使用変更許可申請書（第３号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

４　市長は、前項の規定による提出があった場合は、記載事項を審査の上、適当と認めるときは、行政財産使用変更許可書（第４号様式）により、速やかに当該申請した者に通知するものとする。

（行政財産の貸付けを行うことができる場合）

第７条　法第２３８条の４第２項第１号の規定による行政財産の貸付けは、次に掲げる場合に行うことができる。

⑴　地域の活性化につながる事業を行い、住民の福祉の増進を図る目的で、本市の行政財産の敷地の一部を商業施設等の用に供する場合

⑵　公有財産の最適利用を図る目的で、本市の行政財産の敷地の一部を国又は他の地方公共団体の事務所等の用に供する場合

⑶　その他本市の事務事業を推進する上で民間事業者との連携が必要となる場合

２　法第２３８条の４第２項第４号の規定による行政財産の余裕がある部分の貸付けは、次に掲げる場合に行うことができる。

⑴　行政財産の利用者の利便の向上を目的として、民間事業者が設備等の設置の用に供する場合

⑵　国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用、公共的な事業の用又は公益事業の用に供する場合

⑶　電気事業、ガス事業又は通信事業の用に供する場合

⑷　前３号に掲げるもののほか、本市の事務事業を推進する上で必要な場合

（行政財産の貸付けの方法等）

第８条　行政財産の貸付けは、次項及び津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号）第９条第５号に規定する場合を除き、一般競争入札により行うものとする。

２　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき、随意契約により行政財産の貸付けを行うことができる場合は、次のとおりとする。

⑴　条例第８条第１項第５号又は第７号に掲げる場合

⑵　国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用、公共的な事業の用又は公益事業の用に供する場合

⑶　電気事業、ガス事業又は通信事業の用に供する場合

⑷　国又は地方公共団体が発注した工事の請負人において当該工事の用に供する場合

⑸　国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が実施する学術調査、研究等の用に供する場合

⑹　災害その他の緊急事態の発生により、応急施設等の用に供する場合

⑺　前各号に掲げるもののほか、本市の事務事業を推進する上で必要な場合

（行政財産の貸付料の算定）

第９条　条例第７条の２において準用する条例第９条に規定する相当の貸付料は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める方法で算定した額とする。

⑴　貸付けの目的が営利の場合　１年につき当該貸付けの目的となる土地又は建物の適正な評価額に１００分の６を乗じて算定した額を下らない額で市長が定める額

⑵　貸付けの目的が非営利の場合　１年につき当該貸付けの目的となる土地又は建物の適正な評価額に１００分の４を乗じて算定した額を下らない額で市長が定める額

⑶　貸付けの目的が電気事業又は通信事業の用に供する場合において、電柱等を設置する場合　１年につき当該電柱等１本当たり１，５００円を乗じて算定した額

⑷　貸付けの目的が郵便差出箱等の設置の用に供する場合　１年につき当該郵便差出箱等１個当たり６９０円を乗じて算定した額

⑸　その他の場合　市長が適当と認める額

２　前項第１号及び第２号に規定する適正な評価額については、第４条第１項の規定を準用する。

３　行政財産の貸付期間（以下「貸付期間」という。）に１年未満の端数の期間がある場合は、当該期間については、日割計算によって貸付料を算定するものとする。貸付期間が１年未満の場合も同様とする。

４　３年を超える貸付期間の場合の貸付料は、３年ごとに見直すものとする。

５　貸付料の額に１円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

（経費の負担）

第１０条　使用者は、行政財産の使用に伴い必要となる電気、水道、下水道、ガス等に係る経費について負担するものとする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、当該経費を減額し、又は免除することができる。

２　前項の経費の算定は、使用者により設置されるメーター等の指示値に基づき行うものとする。ただし、市長が必要と認める場合については、この限りでない。

３　前２項の規定は、法第２３８条の４第２項第１号及び第４号の規定による行政財産の貸付けを受けた場合について準用する。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓は、平成２７年１月２０日から施行する。

附　則（平成２８年３月２３日訓第７号）

この訓は、平成２８年４月１日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

行政財産使用許可申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

申請者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

次のとおり、行政財産の使用許可を受けたいので申請します。

記

所　在			
土地		建物	
名　称		名　称	
地　番		種　類	
地　目		構　造	
地　積		床面積	
申請面積		申請面積	
使用目的			
使用期間	年　　月　　日 から 年　　月　　日 までの間		
使 用 料			
備　　考			

第２号様式（第６条関係）

行政財産使用許可書

津市指令（記 号 番 号）
年　　月　　日

（氏　　名）　様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けで申請のあった本市の行政財産の使用については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定に基づき、下記の条項により許可します。

記

（使用財産）

第１条　使用を許可する行政財産（以下「使用財産」といいます。）は、次のとおりとします。

所　　在			
土　　地		建　　物	
名　　称		名　　称	
地　　番		種　　類	
地　　目		構　　造	
地　　積		床 面 積	
許可部分		許可部分	
許可面積		許可面積	
許可位置		許可位置	

（用途）

第２条　使用者は、使用財産を　　の用に供しなければなりません。

（使用許可期間）

第３条　使用を許可する期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとします。

（使用料）

第４条　使用料は、年額（月額・総額）金　　円とし、市長が発行する納入通知書により指定期日までに納入しなければなりません。

（経費等の負担）

第５条　使用者は、使用財産の維持及び保存のため、通常必要とする経費を負担しなければなりません。また、使用財産に附帯する諸設備に必要な電気等の経費についても同様とします。

（使用上の制限）

第６条　使用者は、使用財産を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければなりません。

２　使用者は、使用財産の形状を変更してはなりません。ただし、使用財産の修繕等、その形状を変更しようとする場合において、事前に書面をもって市長の許可を受けたときは、その限りではありません。

（変更の届出）

第７条　使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。

⑴　使用者の住所又は氏名に変更があった場合。

⑵　使用者が法人であるときは、当該法人に関し解散、合併その他の変動があった場合。

（譲渡等の禁止）

第８条　使用者は、この使用許可に基づく権利を第三者に譲渡し、又は使用財産を第三者に転貸することはできません。

（使用許可の取消し又は変更）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可の全部又は一部を取り消し、又は変更することができます。この場合において、使用者に損失が生じても本市はその補償をしません。

⑴　本市において、公用、公共用その他の用に供するため使用財産を必要と

する場合。

⑵　使用者が許可条件に違反した場合。

（原状回復）

第１０条　使用者は、使用許可期間が満了した場合、又は前条の規定により使用許可を取り消された場合は、自己の負担により市長が指定する日時までに使用財産を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではありません。

（損害賠償）

第１１条　使用者は、その責めに帰する理由により、使用財産の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合は、その損害を賠償しなければなりません。

２　前項に定める場合のほか、使用者がこの使用許可書に定める義務を履行しないため本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

（有益費等の請求権の放棄）

第１２条　使用者は、使用財産に投じた改良のための有益費、必要経費その他の費用を請求することはできません。

（実地調査等）

第１３条　市長は、使用財産について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、維持使用等に関し指示できるものとします。

教示　この使用許可書に不服がある場合は、この使用許可書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この使用許可書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第３号様式（第６条関係）

行政財産使用変更許可申請書

年　　月　　日

（宛先）津市長

（〒　　）

住　所

申請者　氏　名　　㊞

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電　話

津市指令（記号番号）で行政財産の使用許可を受けた件について、次のとおり許可内容の変更許可を受けたいので申請します。

記

１　変更内容
２　変更理由

第４号様式（第６条関係）

行政財産使用変更許可書

津市指令（記 号 番 号）
年　　月　　日

（氏　　名）様

津市長　（氏　　名）　印

年　　月　　日付けの行政財産使用変更許可申請について、下記のとおり許可します。

記

１　変更内容
２　条　　件

教示　この変更許可書に不服がある場合は、この変更許可書を受け取った日の翌日から起算して３箇月以内に、津市長に対して審査請求をすることができます。

また、この変更許可書を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。